

■長期優良住宅認定手数料額

令和4年10月

長期優良住宅認定関係							
区分		認定申請		変更認定審査			
手数料条例 該当番号	建築物の床面積	合計		手数料条例 該当番号	認定審査手数料×1/2		
		新築	増改築 既存			新築	増改築 既存
1 (1) 確認書等の添付有	ア	1戸建ての住宅	8,000	13,000	ア	4,000	6,500
	イ 共同住宅等	(ア) 500㎡以内	17,000	25,000	(ア)	8,500	12,500
		(イ) 500㎡超～1,000㎡以内	28,000	42,000	(イ)	14,000	21,000
		(ウ) 1,000㎡超～2,500㎡以内	52,000	78,000	(ウ)	26,000	39,000
		(エ) 2,500㎡超～5,000㎡以下	78,000	118,000	(エ)	39,000	59,000
		(オ) 5,000㎡超～10,000㎡以下	115,000	173,000	(オ)	57,500	86,500
		(カ) 10,000㎡超～20,000㎡以下	199,000	300,000	(カ)	99,500	150,000
		(キ) 20,000㎡超～30,000㎡以下	257,000	386,000	(キ)	128,500	193,000
		(ク) 30,000㎡超	300,000	451,000	(ク)	150,000	225,500
		1 (2) 確認書等の添付無	ア	1戸建ての住宅	57,000	85,000	ア
イ 共同住宅等	(ア) 500㎡以内		127,000	194,000	(ア)	63,500	97,000
	(イ) 500㎡超～1,000㎡以内		200,000	306,000	(イ)	100,000	153,000
	(ウ) 1,000㎡超～2,500㎡以内		389,000	599,000	(ウ)	194,500	299,500
	(エ) 2,500㎡超～5,000㎡以下		692,000	1,068,000	(エ)	346,000	534,000
	(オ) 5,000㎡超～10,000㎡以下		1,185,000	1,832,000	(オ)	592,500	916,000
	(カ) 10,000㎡超～20,000㎡以下		2,187,000	3,384,000	(カ)	1,093,500	1,692,000
	(キ) 20,000㎡超～30,000㎡以下		3,123,000	4,832,000	(キ)	1,561,500	2,416,000
(ク) 30,000㎡超	3,824,000	5,919,000	(ク)	1,912,000	2,959,500		
5	譲受人を決定した場合の変更認定申請				2,200		
6	認定計画実施者の地位の承継の承認申請				2,200		
7	認定長期優良住宅の容積率の特例許可				160,000		

確認書等・・・品確法第6条の2の規定に基づく「確認書」若しくは「住宅性能評価書」

+

建築確認関係										
(加算)法第6条第2項の申出がある場合(既存は除く)										
手数料条例 該当番号	建築物の床面積	建築確認申請 手数料相当額	構造計算適合性判定手数料相当額							
			大臣認定プログラム		大臣認定 プログラム以外					
2 (1) 建築確認申請面積	ア	～ 30㎡以下	7,000	2 (3) 構造適合性判定	ア	120,700	174,600			
	イ	30㎡超～ 100㎡以下	14,000							
	ウ	100㎡超～ 200㎡以下	24,000							
	エ	200㎡超～ 500㎡以下	31,000							
	オ	500㎡超～ 1,000㎡以下	58,000							
	イ	1,000㎡超～ 2,000㎡以下	78,000					イ	150,400	232,900
	ウ	2,000㎡超～10,000㎡以下	235,000					ウ	164,700	267,000
	エ	10,000㎡超～50,000㎡以下	420,000					エ	208,700	352,800
	オ	50,000㎡超～	777,000					オ	353,900	648,700
	4	変更部分の床面積の2分の1の面積に応じ上記ア～ケの金額 ※床面積の計算方法は規則で定める								

+

(加算)建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合(既存は除く)					
2 (2)	ア	確認申請手数料相当額		イ 変更確認申請相当額(一基につき)	
		昇降機	14,000	昇降機	7,000
		小荷物専用昇降機	5,000	小荷物専用昇降機	4,000

【計算方法】

認定の区分・建築物の種類	確認書等有	確認書等無
当初認定申請	1(1)	1(2)
一戸建ての住宅	ア	ア
共同住宅等	イ	イ
(加算)建築確認申請相当額(面積+昇降機+構造計算適合性判定)	2(1)+2(2)+2(3)	
変更認定申請	3(1)	3(2)
一戸建ての住宅	ア	ア
共同住宅等	イ	イ
(加算)建築確認申請相当額(面積+構造計算適合性判定+昇降機)	4	

※技術的審査を行う機関(確認書等の発行機関)=登録住宅性能評価機関

R4.10 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に基づく手数料改正